

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 備後道路 (株)  
業者の住所 : 広島県尾道市高須町 5 2 6 7
  
- 2 指名停止措置期間 : 平成 2 1 年 6 月 2 5 日～平成 2 1 年 7 月 2 4 日  
( 1 ヶ月間)
  
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

### 4 事実概要

備後道路 (株) 及び同社役員は、政令で定める委託契約書を作成しないで、産業廃棄物の収集運搬を他人に委託したとして、平成 1 6 年 4 月 7 日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪で起訴され、同年 4 月 1 5 日に尾道簡易裁判所から罰金 3 0 万円の略式命令を受け、同年 5 月 7 日にその刑が確定した。

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成 1 7 年第 4 8 号) 別表第 2 第 1 4 号 (不正又は不誠実な行為) に該当するものである。

### 5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成 1 7 年第 4 8 号) 別表第 2 第 1 4 号 (不正又は不誠実な行為) に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通 4 - 1 - 2 2

アーバンエース三宮ビル 1 2 階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026